

## 公立大学法人京都市立芸術大学リサーチ・アシスタント就業規則

(令和3年12月21日理事長決定)

### (目的)

第1条 この規則は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条及び公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条第2項の規定により、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）に勤務するリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (法令との関係)

第2条 RAの就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令及び法人の諸規程に定めるところによる。

### (規則の遵守)

第3条 法人及びRAは、この規則を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

### (勤務条件の明示)

第4条 法人は、RAの雇用に際しては、報酬、勤務時間、その他の勤務条件を書面により明示する。

### (雇用期間)

第5条 RAの雇用期間は、当該会計年度を超えない範囲内とする。ただし、次の各号に掲げる要件を備え、引き続き雇用期間が5年を超えない場合に限り、更新することができる。

- (1) 現に在籍する学生の場合は、本人の学業成績が優秀であること
- (2) 雇用期間内の勤務実績が良好であること
- (3) 別に定める基準を満たすこと

### (勤務時間等)

第6条 RAの勤務時間、休日及び休暇等は、個人ごとに定める。ただし、法人との他の雇用契約と合わせて週20時間以内で、RAの学修及び研究活動等に支障を生じない範囲とする。

(雇用期間の終了)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって、RAとしての雇用は終了したものとす。ただし、第3号において、休学の理由等から勘案しRAに従事することに支障がないと認められるときはこの限りでない。

- (1) 雇用期間が満了したとき 満了日
- (2) RAが死亡したとき 死亡日
- (3) RAが京都市立芸術大学大学院に休学を申し出たとき 休学開始日の前日
- (4) RAが留学を申し出たとき 留学開始日の前日
- (5) 外国人であるRAの出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく資格外活動許可期間が満了したとき 資格外活動許可満了日
- (6) やむを得ない事由により法人又はRAが雇用の中断を申し出たとき 法人が終了日と認めた日

(報酬)

第8条 RAの報酬は、次のとおりとする。

- (1) 研究プロジェクト等に必要の研究補助業務 1時間当たり1,200円
- (2) 研究プロジェクト等に必要の高度な研究補助業務 1時間当たり1,500円
- 2 前項の報酬は、法人の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。
- 3 給与は時間給のみとし、他の給与は支給しないものとする。ただし、現に在籍する学生以外の者には、通勤費用を支給する。
- 4 前項ただし書に規定する通勤費用の額は、公立大学法人京都市立芸術大学非常勤講師就業規則（以下「非常勤講師就業規則」という。）第17条第1項に規定する非常勤講師の通勤費用の例による。

(非常勤講師就業規則の準用)

第9条 非常勤講師就業規則のうち、第9条（解雇）、第10条（解雇制限）、第11条（解

雇予告), 第12条(退職後の責務), 第13条(退職証明書), 第18条(報酬の支給方法), 第19条(報酬及び費用弁償の支給期日), 第21条(報酬の減額特例), 第22条(1月平均の勤務時間数), 第23条(端数計算), 第24条(誠実義務), 第25条(服務心得), 第26条(遵守事項), 第27条(倫理の保持), 第28条(ハラスメントの防止等), 第29条(入構禁止又は学外退去), 第30条(出退勤), 第31条の2(育児又は介護に関する休暇等), 第33条(損害賠償), 第34条(安全及び衛生), 第35条(健康診断), 第36条(出張), 第37条(旅費等), 第38条(社会保障等), 第39条(福利厚生事業), 第40条(物品の貸与), 第41条(災害補償)及び第42条(不服申立て)の規定は, RAに準用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は, 決定の日から施行する。ただし, この規程に基づくRAの雇用の始期は, 令和4年4月1日以降とする。

### (経過措置)

- 2 令和3年度において法人の職員であった者を, 令和4年度においても同一の業務内容でRAとして雇用する場合であって, その雇用が継続している間の報酬については, 第8条1項及び第3項の規定に関わらず, なお従前の報酬を保証するものとする。